

**第 68 回国民体育大会山形県予選会
兼第 40 回東北総合体育大会山形県予選会
馬 術 競 技 実 施 要 項**

1. 期 日 平成 25 年 7 月 13 日(土) 午前 11 時 競技開始
平成 25 年 7 月 14 日(日) 午前 9 時 競技開始 競技終了後、表彰式並びに閉会式
2. 会 場 上山市市民馬術場
3. 主 催 山形県教育委員会 財団法人 山形県体育協会 上山市教育委員会 上山市体育協会
4. 共 催 村山地区高等学校体育連盟
5. 主 管 山形県馬術連盟
6. 競技種別・種目及び実施要項

種別	種 目	実 施 基 準
成年男子	スピード & ハンディネス競技	JEF規定基準表C、263条を適用する。 高さ1.30m以下、幅1.50m以下、12障害以内、全長約650mとする。
成年女子・少年	馬場馬術競技	国際馬術連盟制定のジュニアライダー個人競技馬場馬術課目2009を実施する。
	標準障害飛越競技	JEF規程基準表A、283条2.2を適用する。高さ1.20m以下、幅1.40m以下、水濠幅3.50m以下、10障害以内、速度350m/分、全長約500mとする。
	スピード & ハンディネス競技	JEF規程基準表C、263条を適用する。 高さ1.10m以下、幅1.40m以下、12障害以内、全長約650mとする。

7. 競技日程

- 平成 25 年 7 月 13 日(土) 第1競技 成年女子馬場馬術競技
第2競技 少年馬場馬術競技
- 平成 25 年 7 月 14 日(日) 第3競技 成年男子スピード&ハンディネス競技
第4競技 成年女子スピード&ハンディネス競技
第5競技 少年スピード&ハンディネス競技
第6競技 成年女子標準障害飛越競技
第7競技 少年標準障害飛越競技

8. 第 68 回国民体育大会東北地区予選会の出場人馬

閉会式後、選手選考会において決定する。ただし、次に定める参加資格に該当する者から選出される。
なお、第 68 回国民体育大会の出場人馬は、東北ブロック大会終了後に決定する。

9. 参加資格
- (1) 第 68 回国民体育大会山形県予選会総則7の「参加資格及び選手の年齢基準等」及び第 68 回国民体育大会総則 5 並びに馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」による。
 - (2) 参加選手については、第 68 回国民体育大会馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」(2)中、「ブロック大会の参加申し込み時点で」を「本予選会申込み締め切り前日時点で」に読み替えるものとする。

10. 参加申込み方法

所定の用紙に記入し、平成 25 年 6 月 17 日(月) まで必着するよう下記まで申し込むこと。

< 申込先 > 〒990-2323 山形市桜田東3-8-27

山形県馬術連盟 事務局長 高橋 昭一 宛

11. 参加料等及び納入方法

(1) 大会参加料

本大会に参加する選手は、次の参加料を申込みと同時に納入すること。一旦納入された参加料は、いかなる理由があろうと返却しない。

- ① 成年 1,500 円（オリンピック募金 250 円、スポーツ振興募金 100 円を含む）
- ② 少年 1,000 円（オリンピック募金 170 円、スポーツ振興募金 100 円を含む）

(2) 種目申込料

本大会に参加する選手は、種目申込料として一種目につき 1,000 円の申込料を大会参加料と同時に納入すること。一旦納入された申込料は、運営側の都合により種目不成立となった場合を除き返却しない。

(3) 納入方法

大会参加料及び種目申込料の納入は、直接事務局に持参するか以下の方法によること。

- ① 現金書留の場合は、参加申込先に送付すること。
- ② 口座振込みの場合は、次の口座に送金のこと。

山形銀行 本店営業部 普通口座 3136302
山形県馬術連盟 高橋 昭一 宛

12. その他

- (1) この競技会は、「日本馬術連盟競技会規程」(最新版)、「国体馬術競技規定(第 68 回用)」[日馬連ホームページに掲載]を適用する。
- (2) 同一種目には、同一馬一回限りの出場とする。ただし、同一馬に男女の選手が騎乗する場合には各一回ずつ出場できる。
- (3) 各種目において、2 名以上の申込みがない場合には、出場した場合に限り競技成立とみなす。
- (4) 参加申し込み締切日以後の追加申し込みは受け付けない。また、いわゆる「オープン」参加は認めない。
- (5) 大会中の事故に対しては、応急の措置はするがその責は負わない。
- (6) 参加選手は、傷害保険に加入していること。
- (7) 障害飛越競技の際に、競技場及び練習場において騎乗する場合には、何人も固定式(3点以上)顎紐付き乗馬用防護帽を必ず着用すること。
なお、競技中に防護帽を落下した場合には、選手に罰金10,000円を科す。
- (8) 参加馬の防疫は以下のとおり行い、防疫記録が健康手帳に記載されていること。これに従わない馬匹の出場は認めない。
- (ア) 馬伝染性貧血検査
入厩日の前年 1 月 1 日以降の家畜保健衛生所の検査成績が陰性であることの証明がされていること。
- (イ) 馬インフルエンザ予防接種
基礎免疫として 21 日以上 2 ヶ月以内(H20. 3. 31以前は 2 週間以上 2 ヶ月以内)の間隔で2 回摂取後、以降継続して 6 ヶ月+21 日以内(H20. 3. 31以前は 1 年以内)に補強接種を実施していること。以上が満たされていない場合は基礎免疫を再度実施すること。なお、直近の接種は大会終了日前 6 ヶ月+21 日以内、入厩日の 2 週間以前に完了しておくこと。
- (ウ) 流行性脳炎(馬の日本脳炎)予防接種
平成 25 年 5 月以降に 2 週間から 2 ヶ月以内の間隔で 2 回接種していること。
- (9) 参加馬の入退厩は、平成 25 年 7 月 13 日午前 9 時から同 7 月 14 日午後 5 時までとする。
- (10) 選手の打合せ会を、平成 25 年 7 月 13 日午前 9 時30分から馬術馬場審判棟で行うので、参加団体の代表者は必ず出席すること。